

委第1号議案

東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月25日

提出者

東大和市議会議会運営委員会

委員長 東 口 正 美

東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

東大和市議会委員会条例（昭和46年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表総務委員会の項所管の欄第3号中「市民部」を「市民環境部」に改め、同表厚生文教委員会の項所管の欄第1号中「市民部」を「市民環境部」に改め、「保険年金課の所管する事項及び」を削り、同欄第2号中「子育て支援部」を「子ども未来部」に改め、同欄第3号中「福祉部」を「地域福祉部」に改め、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）健幸いきいき部の所管する事項

別表建設環境委員会の項所管の欄第1号中「市民部」を「市民環境部」に改め、「事項」の次に「及び環境対策課の所管する事項」を加え、同欄第2号中「環境部」を「まちづくり部」に改め、同欄中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の別表の規定により常任委員会に付議された事件で、現に審査又は調査中のもののうち、改正後の別表の規定により他の常任委員会の所管となるものについては、この条例の施行の日に当該他の常任委員会に付議された事件とみなす。